

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	広報が聞こえん！	<p>いつも、何か喋るとるのは聞こえますが、内容が1mmも聞こえません！聞こえんなら流さんのと同じ。あの自動音声は何と言うとるの??? 流す労力も、電気代も無駄かと。ま、家やハウスの真ん前にスピーカーが有れば！聞こえるんかも知れんけど、現状では全く!!! 無駄な事はやらん方がマシですね♪</p>	<p>防災行政無線の自動音声は、聞き取りにくいとのこと で、ご不便をお掛けし申し訳ございません。防災行政無線は、広域的にかつ同時に情報を伝達できるという長所があるものの、幹線道路の自動車騒音、放送時の風向き等の影響、放送を行う者の声の質や技量の影響を受けやすく、聞こえづらい地域が存在してしまうことも事実であると認識しております。また、設備から遠い場合は聞こえづらく、設備が近い方にとっては、大きな音になってしまうものであり、松阪市を大きなエリアとして設置を考えております。</p> <p>また、放送音声は、録音による「人の声」のほか、「合成音声（人工的に作られた声）」の場合があります。「合成音声」は、発音など不自然に感じる場合がありますが、音声の修正や変更に対応でき、迅速な情報発信が可能となります。</p> <p>緊急地震速報、国民保護法に関する市民への周知方法として、緊急を要する放送は、定時放送より大きくサイレンが吹鳴され、防災行政無線をはじめ、携帯電話に発せられるエリアメールは、テレビやラジオを通してほぼ同時に情報が提供できるよう、複数の情報伝達方法を運用している次第でございます。また、携帯電話をお持ちでない方や日中携帯電話を持っている家族が不在となる方など携帯電話からの情報の取得が困難な方には、登録制ではありますが自宅の固定電話に災害情報を発信するサービスも行っております。エリアメールをはじめ、テレビ放送の情報も確認していただき災害時の早期安全確保に努めていただきたく存じます。</p> <p>本市でも、防災行政無線については、聞き取りにくい場合があることを認識しており、これを補完するため、防災行政無線テレホンサービス（0598-25-6045）をご用意しております。防災行政無線の放送終了後、この番号に電話を掛けますと、放送内容を確認することができます。</p> <p>また、松阪市ホームページや携帯アプリの松阪ナビでは、防災行政無線で放送された内容が文字で確認することができますので、ぜひ、ご活用いただければ幸いです。</p> <p>防災行政無線での音質改善はもとより、市民生活に必要な情報提供を心掛けて参りますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>防災対策課 電話：53-4034</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
2	小・中学生の松阪市の景観の作品について	<p>9月4日飯高の駅で市内の小中学校の松阪市の景観の作品を観ました。構図の取り方や色彩の使い方が巧みでした。</p> <p>また、なぜ自分はここを取り上げたか絵の主題が明確で感心いたしました。解説の字の大きさもよく考えられていました。</p> <p>こういう他府県の人が出入りする施設に教育関係の作品を展示するのは、市民の一人として大変誇らしく思います。</p> <p>幼稚園や高校も見たいものです。</p>	<p>松阪市では、毎年、まつさかの景観をテーマに「まつさか景観絵画コンクール」を開催し、入賞作品については、「飯高駅」を含む市内5か所で巡回展示を行い、多くの市民や来訪者の皆様に、児童生徒が一生懸命描いた作品を通じ、松阪市の美しい景観を知っていただけるよう取り組んでいます。</p> <p>この度、〇〇様からのご指摘をいただきました「幼稚園や高校生の作品募集」については、これからの作品募集のあり方について参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>今後とも、ご来場者の皆様のご意見を参考に、景観絵画を通じた松阪市の美しいまちなみや自然などの様々な魅力を発信していきたいと考えておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>都市計画課 電話：53-4166</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	松阪市民病院の対応について	<p>松阪市民病院について                      9月15日から父親が呼吸器疾患で入院中です。                      16日の夕食時、2時間食事が提供されず、父親が尋ねたところ、やっと提供されたが、付いているはずの飲み物もなく、おかずも残り物の寄せ集めのような印象を受け、気持ち悪くて手をつけられなかった。病院の説明では、休日で人手が不足したためとの返答があったとのこと。                      また、15日には、汗で濡れたシーツ、パジャマの換えを求めたところ、今人がいないので交換は出来ないと言われ、そのまま過ごした。                      このままでは、人手不足が原因で薬の間違いや薬の時間忘れました。とならないのか危惧しています。                      この件について、検証、改善を求めます。</p>	<p>頂戴しましたように、9月16日（土）の夕食が予定どおり提供されなかった案件について、病院として事実確認ができ、検証、改善策を協議しましたので、ご報告申し上げます。                      9月16日（土）の夕食提供の遅延と品質について、患者さん、ご家族、ご親族の皆様には大変不愉快な思いとご心配をおかけし、心から深くお詫び申し上げます。                      9月16日（土）の夕食が予定どおり提供されなかったのは、第一に提供数のチェックが甘かったこと、第二に食札（食事の内容を書いた指示のようなもの）が適切に取り扱われていなかったことが原因であり、人員不足ではありませんでした。9月19日（火）には食事提供を担当する上席の者が、患者さんにご説明と謝罪を申し上げました。関係者で検証、協議した結果、配膳前に盆数と食札との数の突合を現行より更に1工程増やすこととしました。                      また、9月15日（金）に汗で濡れたシーツ・パジャマの交換がなされず、放置されたのご指摘については、病棟看護師長から患者さんにお訊ね申し上げるとともに、関係者に聴き取りをしましたが、同じ患者さんで9月15日（金）及び前後の日において、そのような事実を確認することができませんでした。しかし、不愉快な思いをさせてしまったというご指摘を真摯に受け止め、病棟全体で共有し、引き続き安心・安全な療養環境を提供するよう努力します。                      このたびは誠に申し訳ありませんでした。</p>	<p>松阪市民病院                      経営管理課                      電話：23-1515</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	物価上昇の対策と生活保護者の見極めと市長の行動、SNSでの発言、市民に寄り添えていない行動	<p>日本全国現在物価が上昇しています。松阪市独自（地域振興券以外）の対策はないのでしょうか？</p> <p>正直なところ低所得者、非課税者が対象の対策が多いかと思います。</p> <p>なぜ課税者だったり所得が少し越えただけで対象外になるのでしょうか？</p> <p>生活が苦しいのは低所得者や非課税者だけではないです。</p> <p>特に生活保護の方が賭け事（パチンコ等）をしていると耳にします。</p> <p>なぜ汗水流して稼いで国、県、市に仕方なく血税を払ってそれを無駄に使われてると思うと税金を払っている理由とはなんなのでしょうか？</p> <p>もっと生活保護の対象になってる人たちを今一度見極めるべきだと思います。</p> <p>市民の税金を大切にしてください。</p>	<p>物価上昇対策についてですが、現在の物価高騰の影響はおっしゃられる通り、すべての国民が影響を受けていると思います。</p> <p>松阪市では、物価高騰対策として、家計の負担を軽減するとともに消費喚起を促し、地域経済の活性化を図るための「松阪みんなの商品券」以外に、キャッシュレス還元事業や学校等給食費への支援、中小企業電気代高騰対策などの事業を行っており、市民の方から事業所に至るまで幅広く支援を行っています。</p> <p>本年3月に国において決定し、実施された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきましては、価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）を対象として支給されておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、生活保護は、生活に困っているすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度です。</p> <p>生活保護を受けようとする場合、職員が面談を行い、生活状況などの聞き取りを行います。これらをもとに生活保護受給について決定します。</p> <p>生活保護を受給されている方は「生活保護を受けるために守るべき要件」があります。浪費などは生活保護の主旨に反するため認められません。</p> <p>市役所では保護世帯の担当を置き、定期的な訪問や、書類の提出など、日常生活の把握に努めています。必要により市役所での聞き取りや指導を行っています。</p>	<p>地域福祉課 電話：53-4089</p> <p>保護課 電話：53-4076</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	物価上昇の対策と生活保護者の見極めと市長の行動、SNSでの発言、市民に寄り添えていない行動	<p>あと市長は県外のイベントに参加し過ぎだと思ます。選挙が終わればそれで良いのでしょうか？今は市民に寄り添った行動をとるべきではないでしょうか？SNSの発信だけであんなことしてます。こんなことしてます。と発信してるけれどもお年寄りには喜ばれていますが若い世代の反応は微妙ですよ。若い世代にも寄り添った政策をきたいしてます。優秀な成績を取めた市民だけではなく一般人の声ももっと市長は聞くべきです。</p>	<p>次に、市長の県外イベントへの参加についてです。市長が県外イベントに参加し、他地域との交流を深め、そこで松阪市の魅力を発信することは、県外の方々に松阪市を広く知っていただくきっかけとなります。松阪市に興味を持っていただくことで、松阪市への観光やふるさと納税などに繋がるといった効果が見込めますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>SNSの発信についても同様に、ウェブ上に松阪市の行事等を載せることにより、それが拡散され、少しでも多くの方に松阪市を知っていただくことができると考えています。また、SNSを通じて、様々な方の意見や考えを知ることでもできると考えています。</p> <p>市民の皆様が少しでも暮らしやすい街になるよう引き続き検討を重ねていきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>秘書課 電話：53-4301</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	大口町内の開発許可について	<p>令和5年度に民間事業者から開発申請書が提出され、年内完成を目標にして工事がおこなわれています。開示請求を行い取得した資料にはない事項もありますが、法32条協議に関して疑問がありますので、対応をよろしくお願いいたします。</p> <p>1.過去の経緯 令和4年度に開発申請書に関する市民の声を届け、令和5年3月24日付けで回答を頂いています。このうち、「1.法33条三(開発許可基準)について」と「7.市道に帰属する道路側溝について」の項目に関する回答から判断すると、今回の開発許可について手順・役割分担が相違することが生じていると思われる。</p> <p>2.建設保全課の役割 回答によると、“排水施設を管理することとなる者(基本的には建設保全課)”とありますが、主体的に協議した資料がありませんがどうのことですか。責任を放棄しているのでしょうか。</p>	<p>1. 過去の経緯 ご意見の開発許可への対応については、令和5年3月24日付で回答したとおり、建設保全課、下水道建設課、建築開発課の三課で連携した対応を行いました。具体的には、昨年度に、下水道建設課へ、事業者から当該地への開発計画に関する事前相談があり、三課で当該地周辺にある既設排水施設の現状の確認や、開発計画案への対応方針等を協議・調整した上で事前相談への対応を行いました。また、令和4年12月13日に開催された開発行為説明会の後には、事業者との協議・調整事項について、三課で役割を確認し、具体的な協議内容等を協議・調整した上で、建設保全課から排水施設の管理者として「雨水、排水処理など開発行為における地元関係者との協議記録等の提出をお願いします。上下水道部の雨水排水計画区域内であるので、綿密に調整を 부탁드립니다。事業区域内の雨水流出抑制に努めるとともに、上流から流入する水路断面も十分検討し、周辺に影響のないようにしてください。」との意見を事業者に伝えました。その後の32条協議では、今まで三課で協議・調整した内容の確認と開発計画への反映を確認した上で、それぞれが事業者と32条協議を行いました。</p> <p>2. 建設保全課の役割 前項の回答のとおり、当該開発許可への対応は三課で連携して行ったが、当該開発計画が下水道未整備地区での計画であることから、上流からの流入想定、及び、開発地での流出抑制検討が重要であったため、下水道建設課、建築開発課と協議・調整を行い、建設保全課から排水施設の管理者として事業者意見に意見を伝えました。また、三課で行った協議・調整時の資料については、民間事業者が計画する開発行為であり計画途中のものであることや、事業者と協議・調整した事項が最終の開発計画へ反映されていることを確認したこと等から保存しませんが、今後は必要に応じて保存するように努めます。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	大口町内の開発許可について	<p>3. 地域の現状                      当該開発地は大口町にありますが関係する水路の上流部・下流部とも荒木町にあり、その現状は、下水道の雨水整備が遅れていることから毎年のように水路を越えて溢水（一部道路部が冠水）している状況です。過去には、荒木町の上流区域で行われた開発工事によって、この地域全体に悪影響を与えている現状もあります。このような状況を、建設保全課は把握していますか。</p> <p>4. 仮設進入路等の妥当性                      上記の現状を踏まえて、仮設進入路及び区域内の水路横断部の、通水断面確保がなされていないのが現状です。尚水路断面の流下能力について、事前に打ち合わせを行い「水理学的な余裕高さまたは余裕のない断面は、技術的に流下能力があるとは言わない」と思われることを伝えてあります。特に、今回のような場合には、既設U型水路工の上部に余裕高さが必要となります。従って、これに関する技術的な妥当性の提示を求めます。</p> <p>5. 区域内の道路計画（これに伴う排水計画を含む）                      この件についても疑義がありますが、施設管理者として認識していますか。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。</p>	<p>3. 地域の現状                      当該水路については、上流区域の荒木町で行われた開発工事の以前から大雨時に溢水することを把握しており、水路管理者としては溢水の状況や下水道事業の進捗について注視しています。</p> <p>4. 仮設進入路等の妥当性                      当該水路については、通水断面が確保できるように事業者と協議を行い、水理学的な余裕高さ等の確保に努めました。また、開発工事中の仮設進入路や区域内の横断路については、当該水路の上部に仮設鉄板等を架け、水理学的な余裕高さが確保されていない現状ですが、事業者へ確認したところ、大雨時には流下能力不足による上流への影響を生じさせないよう開発工事の進捗によって、水中ポンプや、迂回水路、遊水池等の措置を行うことを確認し、水路管理者としても大雨時には注視したいと考えています。</p> <p>5. 区域内の道路計画（これに伴う排水計画を含む）                      令和5年9月22日付の市民の声「開発許可基準について」でいただいている意見のことと認識しています。</p>	<p>建設保全課                      電話：53-4412</p> <p>建築開発課                      電話：53-4197</p> <p>下水道建設課                      電話：53-4232</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
6	松阪市の水道事業について	<p>我々市民にとり大切な水は多くは上水道にたよっていることは承知の通りです。主な水源は櫛田川です。旧市内と飯高・飯南の双方ではないでしょうか。</p> <p>① 過去、5年内の水道事業の収支状況</p> <p>② 我が家は現在は2人家族ですが30年前は8人家族でした。市内の標準的世帯の1ヶ月の水道水使用費用および平均料金をおしえて下さい。</p> <p>③ 水道管が多数まいせつされてみえますが40年以上の水道管はどの程度あるのか。又、1年間で水道管の取り替えはどのようにになっているのかおしえて下さい。</p> <p>④ 新松阪市は2005年でした 人口17万人余り現在では158千人です 長期的には水道利用人口は減少していくと思われませんが10～20年後の事業見通しは ③のような水道管の取り替えには多額の費用がいりますが水道料金をどうされるのか。又事業を多自治体、共同に展開されるのか、民営化を指向するのか、最近、利用が注目されているスタートアップの「WOTA」の技術を利用していわゆる「水循環システム」を導入されるのでしょうか。</p>	<p>①各年度の決算書（決算状況・経営比較分析表の公表について）  <a href="https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/jyougesuidou/kaikeil.html">https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/jyougesuidou/kaikeil.html</a></p> <p>②令和3年度の13口径と20口径の年間給水量と年間水道料金を給水戸数で割った時、1ヶ月あたりの平均給水量は17㎡、水道料金は2,729円（税抜）でした。</p> <p>③松阪市の管路全体の総延長1,443kmのうち、法定耐用年数40年を経過した管路は、延長326.9kmあり、経年化率は22.7%となっています。また、水道管の取り替えは、更新時期が古いもの、重要な施設へ配水する管路等を踏まえて総合的に判断し、計画的な管路の更新とともに耐震化を図っています。令和4年度の水道管路更新は、約9kmの布設替え工事を実施しました。</p> <p>④水道管の老朽化の更新には多額の費用がかかることや、近年人口減少により水道料金の収入が減少している状況から、水道事業の経営が厳しくなっています。水道事業を安全かつ安定的に継続していくためには、事業のコスト削減を最優先に努めていますが、将来的にはそれだけでは収入不足が補えないことが予想されることから、市民の方々には大きな負担となりますが、持続可能なサービスの提供を継続するために適正な水道料金水準に見直しの検討を進める必要があります。また、広域化につきましては「三重県水道事業基盤強化協議会」等に参加する中で、協議・検討を進めてまいります。</p> <p>尚、水道事業の民営化や「水環境システム」の導入につきましては、現在予定はございません。</p>	<p>上下水道総務課                  電話：53-4371</p>



令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先																								
7	読書できる社会に誰もが！	<p>今から4年前、議員立法で「読書バリアフリー法」が成立施行されたことをご承知のこととおもいます。それは「全ての国民が等しく、読書できる実現を目指すものであり、すべての地方自治体は、障害当事者の意見を反映した計画の策定を求めます。松阪市の進捗状況についてどこまで進んでいるのでしょうか？小生は本年7月に芥川賞に選ばれた「ハンチバック著者市川沙央さんの受賞会見」での発言「読みたい本を読めないのは権利侵害」との発言に出会い、表記の感想をもったわけです。</p> <p>尚、紙の本を読めない市民に対して（点字図書や録音図書）があります。市は指定管理者制度を導入して図書館行政を実施。「松阪」「嬉野」両図書館でどのような分野化、どの程度の蔵書があるのでしょうか。又、業者はかかる図書に対してどの程度の購入予算があるのか教えてください。</p>	<p>現在、松阪図書館ではカウンター近くにバリアフリーサービスコーナーとしてバリアフリーにかかる図書や備品・設備の場所を掲示している「りんごの棚」を設置しています。また、昨年度には音声ガイドと日本語字幕をつけたバリアフリー映画の上映会を実施し、その際にバリアフリーサービス周知のため会場で筆談ボードやリーディングトラッカーの展示を行うなど、図書の購入のみではなく、多様な形で読書活動を支援・推進しております。今後、図書の購入に関しても継続して充実を図っていく予定で、図書館スタッフについても研修等でバリアフリーに関する知識を深めるようにしていきたいと考えております。また、バリアフリーにかかる図書の分野と蔵書数に関しましては、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1144 638 1919 837"> <thead> <tr> <th></th> <th>松阪図書館</th> <th>嬉野図書館</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字図書</td> <td>35冊</td> <td>15冊</td> <td>50冊</td> </tr> <tr> <td>LLブック</td> <td>34冊</td> <td>33冊</td> <td>67冊</td> </tr> <tr> <td>電子図書館（音声付き電子書籍）</td> <td></td> <td></td> <td>320点</td> </tr> <tr> <td>録音CD（デイジー図書）</td> <td></td> <td></td> <td>90点</td> </tr> <tr> <td>大活字本</td> <td>432冊</td> <td>249冊</td> <td>681冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>バリアフリーにかかる図書の購入金額に関しては、一般図書と比較すると発行頻度が少ないことなどから毎年度均一というわけではありませんが、昨年度は購入金額40万円程度（購入冊数83冊）となっております。</p>		松阪図書館	嬉野図書館	合計	点字図書	35冊	15冊	50冊	LLブック	34冊	33冊	67冊	電子図書館（音声付き電子書籍）			320点	録音CD（デイジー図書）			90点	大活字本	432冊	249冊	681冊	<p>生涯学習課 電話：53-4396</p>
	松阪図書館	嬉野図書館	合計																									
点字図書	35冊	15冊	50冊																									
LLブック	34冊	33冊	67冊																									
電子図書館（音声付き電子書籍）			320点																									
録音CD（デイジー図書）			90点																									
大活字本	432冊	249冊	681冊																									

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	<p>松阪市も人口減少を食い止め子育てしやすい「新入生応援金」制度の創設を！</p>	<p>松阪市の8月時点の人口は約15万8000人で、2005年、新松阪市発足時の人口は約17万人でした。昨年の松阪市での子供は約900人しか生まれておりません。政府も異時元の少子対策にやっと重いこしをあげたところです。今日時点市長選が行われておりますが、2人(9/2)の候補者も共通している政策の根底にあるのは人口減少対策であると思います。そこで入学時にさまざまな購入品が必要な子育て世帯の経済的な負担軽減をする必要があるのではないでしょう。今年のいわゆる「春闘」は大企業を中心に賃上げがありました、消費物価の方がうわまわり、実質賃金、家計はマイナスです。中小事業所の市民より厳しく、食料品を中心に昨年以上値上げつつ電気ガスそしてガソリンの価格は政策の経済対策でも、円安が構造的に解決できなければ厳しいのでは。そこで、小学校等は3万円、中学校等5万円、高等学校等は5万円の支援を制度化いただければ幸いです。小生が知る限りでは多気、大台、玉城、大紀、南伊勢、紀宝の6町のみです。財源も県の「みえ子ども・子育て応援総合補助金」も財源にさせていただき9月の市議会に提案していただければ、よろしくご検討の程を！幸便待つ。</p>	<p>松阪市では、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯を支援する取り組みを給付金支給事業として実施してまいりました。</p> <p>本年度においては5月に低所得の子育て世帯に対する支援として5万円給付、7月に2万円給付を実施するなど子育て世帯への支援を行っています。さらに、住民税非課税世帯等を対象に1世帯3万円の給付を行ったところです。</p> <p>また、本市では市民の方の家計支援を行うとともに松阪市内の事業所や店舗での消費を促すことを目的とした独自の施策として、「生活支援！松阪みんなの商品券」として、全世帯に商品券2冊分（子育て世帯2冊追加、ひとり親・多子世帯1冊追加）の購入引換券を発行しています。これは1冊7,500円分の商品券が5,000円で購入できるものです。</p> <p>〇〇様のご要望とは異なる形態での取り組みではありますが、松阪市では引き続き、子育て支援及び市民生活の安定に寄与する施策を進めていく所存ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>こども支援課 電話：53-4198</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	郷津町内の開発許可について	<p>令和5年に民間事業者から開発申請書が提出され、本年度夏頃から販売が開始されています。 開示請求を行い取得した資料及び現地状況において、法第32条協議に関する事項について疑問がありますので対応をよろしくお願いいたします。</p> <p>1.一次放流先の施設管理者 当該開発地の南側放流先は、3年ほど前に市の事業として整備された市道に付随する側溝であることから、建設保全課の管理だと思われそうですがどうでしょうか。そのことを前提にして、法32条協議が適切に行われているかどうか確認します。</p> <p>2.放流先の位置について 開示請求した資料によると、“検証S”及び“検証T”にて流下能力のチェックを行っています。 “検証T”については、条件が適切に設定されていると思われま。す。“検証S”については、既市道道路側溝上流側からの流入があるため、流下能力の検証条件が間違っています。</p> <p>3.対処方策 1)上流からの流入量を加えて再計算を行い、正規の流下能力を持つ現状より大きな断面にて敷設替えを行う。（この場合は、検証S点から検証T断面となる区間までを行う） 2)検証R点を含む区域外工事エリアにおいて、ルートを変更し再整備を行う。 3)市のよくある対処方針として、降雨の状況及び溢水の状況を今後確認していく中で、改善方法を検討する。</p>	<p>1. 一次放流先の施設管理者 ご意見のとおり、当該排水施設の管理担当部署は建設保全課となります。</p> <p>2. 放流先の位置について ご意見のとおり、検証Sにおける流下能力の検証において、流入量に上流からの流入量を考慮していませんでした。</p> <p>3. 対処方策 検証Sにおいて、上流側からの流入量を考慮していないことから、計画上の流量が処理できずに溢水する可能性が高くなりますが、この様な状況を踏まえて、降雨の状況及び現地の状況に注視しながら、能力不足による溢水等が発生する場合には、最も経済的かつ効果的な方法を検討し、改善します。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	郷津町内の開発許可について	<p>4.地方自治法第2条 ⑭</p> <p>1)「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」                      このような見解は市の公共施設計画・整備に関して、過去に「契約管理課」から頂いています。この原則は、開発許可において帰属を受ける松阪市道についても同様だと思われませんが、どうでしょうか。                      従って、上記に示すような手戻り工事はあってはならないと考えています。</p> <p>2)また、市の事業は基本的に税金によって実施されていることを考えなくてはいけないと思います。                      この観点において、法32条協議における担当部署の留意点を、具体的に説明して下さい。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。</p>	<p>4.地方自治法第2条 ⑭</p> <p>ご意見の道路側溝は、当該開発行為に伴い、事業者と協議を行い、設置されたものであり、市が管理するものであるため、当該道路側溝に生じる不具合への対応は、開発工事の施工による瑕疵を除き、施設管理者である市が行うこととなり、要した費用は基本的に税金となります。                      そのことを深く認識し、将来、不具合が生じないように32条協議を行うと共に、組織的なチェック体制の強化を図ります。</p> <p>また、32条協議において、開発事業者は一次放流先の施設管理者と協議を行う必要があることから、施設管理者である建設保全課に第一義的責任が生ずるため、当課が主体的に協議を行うよう努めます。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	開発許可基準について	<p>9月の市民の声(大口町内の開発許可)において、許可内容に疑義があることを伝えてありますが、問い合わせ等の対応がなされていないので具体的に市民の声として届けますので、検証をお願いします。            なお、この疑義の概要は8月に建設保全課には説明してあります。</p> <p>1.道路縦断勾配            道路②の縦断勾配が0.06%とかなり緩い勾配となっているため、これに付属する側溝の計画勾配には注意する必要があります。            また、道路①起点部と道路②起点部の縦断勾配が緩いため、交差部付近で規程の排水処理が行われないことが予想されます。または、排水処理を確保するため、道路端がうねってくるものが予想されます。</p> <p>2.道路側溝排水勾配            1)当該区域の道路側溝製品が、基本的にプレキャストU型製品を使用しているため、道路縦断勾配＝道路側溝排水勾配となります。            これにもかかわらず、上記で指摘した区間他について排水勾配が間違っています。このため、流下能力不足(技術マニュアルの基準に合致していない)になっている可能性があります。            2)道路標準断面図から判断すると、横断勾配は両側へ向けて2%となっています。ところが、この路線の終点側の計画高を造成計画平面図により確認すると、区画21から区画20へ向けて片勾配になっていると共に、勾配が約0.5%しかありません。これでは適切な排水勾配が確保されているとは言えません。また、計画された流域図によると道路②センターから流域を割り振っているため、これとも矛盾しています。</p>	<p>市の回答</p> <p>1. 道路縦断勾配            ご意見の開発許可で築造する開発道路の一部は、縦断勾配がかなり緩いものとなっており、交差部付近では、縦断勾配と横断勾配の取り付けに難易度が高い施工が求められることから、ご意見のとおり、適切な排水処理が困難であることや道路端でうねりが生じる恐れがあることを認識しました。            このため、当該開発道路等の公共性がある開発道路は、将来的に市が帰属を受けて維持管理していく道路であることから、今後は、適切な排水処理を確保する必要がある道路であることに注意し、縦断勾配については道路構造令で望ましい基準とされている0.3～0.5%程度を基本とし、横断勾配については松阪市市道の構造の技術的基準を定める規則で定める1.5～2.0%を標準として、また、縦断勾配と横断勾配との関連性を考慮して、事業者と32条協議を行います。</p> <p>2. 道路側溝排水勾配            ご意見の開発許可について、ご指摘のとおり、開発道路の側溝にプレキャストU型製品を使用していることから、道路の縦断勾配や横断勾配に大きく影響を受ける構造となっており、適切な排水勾配が確保されない恐れがあること、また、道路②の終点側では、ご指摘のとおり、片勾配となっており、流域の割り振りが矛盾しているところがあることも認識しました。            民間事業者による開発事業のため、どのような製品を使用するかは事業者の設定によるものですが、どのような製品が使用されても様々な基準に照らし合わせた協議ができるように、事業者と32条協議を行います。            また、適切な排水勾配を確保するため、32条協議において、開発道路の側溝にかかる縦断図の提出を求め、道路縦断勾配との関係や流量計算表との整合性を確認すると共に、開発事業者へも意識付けを図ってまいりたいと考えています。</p>	<p>建設保全課            電話：53-4412</p> <p>建築開発課            電話：53-4197</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	開発許可基準について	<p>3)道路構造令・松阪市条例及び道路排水工指針(旧名)を遵守していると考えていますか。 結果として、開発許可書における法32条協議に間違いがあります。</p> <p>3.雨水排水計画 各排水区ごと流量計算表にて設計断面を設定し、流下能力のチェックを行いOKとなっています。 しかしながら、基準とするべき「技術マニュアル」によると、雨水排水計画上の最小流速が定められており“<math>V \geq 0.80\text{m/s}</math>”を満足していない区間がいくつかあります。 これは、どのような見解に基づくものですか。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。</p>	<p>3. 雨水排水計画 ご意見のとおり、宅地等開発事業に関する技術マニュアルでは、原則として流速を最小<math>0.8\text{m/s}</math>とされていますが、市が施行する道路改良事業では、道路土工要綱による最小流速<math>0.6\text{m/s}</math>や、道路設計要領による最小勾配<math>0.3\%</math>で整備していることを鑑み、例外として、当該開発道路等の公共性がある開発道路については、開発道路を管理することとなる者との協議により、流速を最小<math>0.6\text{m/s}</math>としています。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	松阪市における文化財の保存・活用策は？	<p>松阪の文化財数は県下29市町の中で伊賀市と並ぶ文化財(有形、無形)があります 先般も盛大に市の無形民俗文化財の「しょんがい音頭、のセレモニー」が。</p> <p>小生も参加させていただきました</p> <p>2019年4月に改正文化財保護法が施行されました。今年7月現在「文化財保存活用地域計画」が文化庁に認定された自治体は119件になっております。その目的は文化財保護の方針を明文化することで地域挙げての保護体制の構築につながることを期待してのものであらうと思えます。利点としては認定を受けることで文化財関連事業の補助金が加算される利点もあるようです。鈴の森には収納庫が完成しつつあり、長谷川家の史資料が保存されようであり、現在、郷土資料室が管理する史資料も？別保存されるのでは。一名体制から本年4月には若い学芸員も、昨年松浦武四郎記念館につづき配置されました。各自治体の取組も期間を定めて文化財のデータベース作成や展示施設の見直しを整備、更には小中学校での郷土学習支援なども目標も計画されているようです。4Fの窓口でいろいろな要望をさせていただきます。松阪市も「文化財保存活用地域計画」の策定を要請するものです。</p>	<p>文化財保存活用地域計画は、文化財の保存・活用に関する基本的な行動計画で、将来的なビジョンや具体的な実施計画を盛り込むことで、継続性・一貫性のある保存・活用が促進されると共に、地域住民の理解・協力を得ることで地域総がかりで事業を進めていこうとするものです。</p> <p>現在、松阪市では旧長谷川家住宅保存活用計画や松坂城跡整備基本計画等の文化財に関する計画があり、これらの計画に沿って文化財の保存と活用、整備を進めているところであり、その上で、教育や観光、地域振興に活用しようとしています。さらに、近年では文化財を舞台とした民間活用の例も増加しつつあります。このような状況は、まさに文化財保存活用地域計画の目指す一つの姿であると考えます。</p> <p>ご指摘の通り、本計画を作ることで補助金の一部優遇や、保護体制の強化、さらに幅広い文化財の保存・活用の推進等の利点もあることから、様々な視点から検討を重ね、適切に対応していけるよう情報収集に努めてまいります。</p>	<p>文化課 電話：53-4393</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
12	松阪市も結婚新生活支援事業の創設を！	<p>夕刊三重を拝見しますと結婚された方のお名前を拝見します 大変おめでたいことです まず始めに検討することは「住居」をどうするかということです 住宅購入費あるいは敷金、礼金、家賃、リフォーム費、引っ越し費用etcが必要となります。</p> <p>国が「結婚新生活支援事業」を創設し、実施する自治体での交付金があることはご承知かと思えます 松阪市としても、婚姻日における年齢が夫婦とも39才以下で、夫婦の前年の所得が500万円未満で補助は最大30万円とか 夫婦とも29才以下の場合は60万円の金額とかの制度を考えていただきたい</p> <p>過去3ヶ年で結婚された市民を対象に意識調書を実施していただければ幸いですし、もちろん金銭面だけではなく出会いから結婚までの種々の課程とか若者の市政に対する項目もいれていただければ。</p>	<p>地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）につきましては、県内の市町では取り組み実績があり、住宅の購入やリフォーム、引っ越し費用等で世帯当たり、上限30万円もしくは60万円が交付されています。地域の状況に合わせて、交付金を利用されていると思われます。</p> <p>松阪市としましては、〇〇様のご要望とは異なる形態での取り組みではありますが、三重県下の自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組に参加する形で、出会いの機会の創出に取り組み、出逢いから結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組んでいく所存でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>こども支援課 電話：53-4198</p>



令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	大口町内の開発許可基準	<p>令和5年度に民間事業者から開発申請書が提出された、第KK15050014号について、開示請求を行い取得した資料によると法第32条協議に関して疑問がありますので、検証をよろしくお願いいたします。</p> <p>1. 一次放流先の水路管理者 該当する既設水路は石津町を起点にし、荒木町～大口町～荒木町～大口町へと流下していき、二級河川愛宕川に流出している地域にとって重要な幹線水路であり、市役所担当課において管理されていることと思われます。 また、この水路は未改修であるため毎年のように水路断面をオーバーし、周辺に溢水しています。このことは、逐次市役所には説明していますが、建設保全課は把握していますか。</p> <p>2. 都計法第33条 同法第33条（許可基準）によると、“その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められているときは、設計がこれに適合していること。”あります。 上記を遵守しているか、疑義があります。</p>	<p>1. 一次放流先の水路管理者 ご意見の水路は、以前から大雨時に溢水することを把握しており、管理担当部署である建設保全課としては溢水の状況や下水道事業の進捗について注視しています。</p> <p>2. 都計法第33条 大口町内の開発行為に関する区域内の排水設備は、令和5年9月22日にいただいた市民の声（開発許可基準について）のとおり、一部の開発道路の側溝において、適切な排水勾配が確保されていない恐れがあることから、能力不足による溢水等が発生する場合には、最も経済的かつ効果的な方法を検討し、改善します。 また、周辺地域への影響については、当該開発行為の周辺地域は、以前から大雨時に溢水することを把握していることから、下水道事業の進捗等を踏まえて一次放流先となる水路の流下能力を検討し、開発事業者と32条協議を行いました。令和5年9月19日にいただいた市民の声（道路管理者の役割について）のとおり、現地調査の不備など、流下能力の検討が不十分であることを認識しました。そのため、現地調査の重要性を再認識し、その現状を踏まえた32条協議を行うと共に、組織力の強化と職員のレベルアップに努めます。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p> <p>建築開発課 電話：53-4197</p> <p>下水道建設課 電話：53-4232</p>

令和5年9月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	大口町内の開発許可基準	<p>3. 横断BOXの設計断面                      区域内に配置されている一次放流先の当該断面について、上下流断面を含めて流下能力の計算が行われています。                      開水路部は水深 <math>h=0.668\text{m}</math> であることから、余裕高 = 2割をプラスして内空断面 <math>H=0.835\text{m}</math> 以上必要となります。                      BOX部の検討は別途行っていますが、一連の水路区間のうちBOX部は一部分であるため、水路の流れ（流下能力）は開水路の水面に支配されます。しかしながら、法第32条協議BOX断面は <math>H=0.80\text{m}</math> となっていることから、余裕高さ不足であり流下能力不足になっていることから、同協議に間違いがあります。</p> <p>4. 開水路部の粗度係数                      上記流下能力計算において、開水路部の粗度係数が三面張り水路の値となっていることから、既存水路の天端部に張りコンクリートが必要となりますが、そのような工法図になっていません。                      流量計算の条件・意味を理解して法32条協議を行っていますが、疑問があります。</p> <p>以上、各項目について事実確認を行い、現状の見解と今後の方針を聞かせてください。</p>	<p>3. 横断BOXの設計断面                      以前から開水路横断に関してご意見をいただいております、市といたしましても、横断水路の上下流の状況により、余裕高を確保できるように検討することに努めておりました。                      今回におきましても、横断BOXの設計断面について、建設保全課、下水道建設課、建築開発課の三課で上述の趣旨を踏まえた協議を行っていましたが、断面決定の際に流量計算書により確認を行っていたことから、横断BOX断面が <math>700 \times 800</math> となり、ご指摘いただいた上下流の開水路に対して8割水深を確保できない結果となりました。                      今後は、これらの経緯を踏まえて他部署との協議や現地確認を再度徹底するなど、事業者との32条協議に向けた組織的な強化と職員のレベルアップに努めます。                      また、今回の横断BOXを含む水路については、下水道計画では上流からの流入がないため、塩浜雨水幹線が整備された後には不具合は解消されることとなります。したがって上記雨水幹線の早急な整備に努めます。</p> <p>4. 開水路部の粗度係数                      ご意見の三面張り水路について、流下能力の検討時には既存水路の天端部に張コンクリートが施工されているものとして検討を行いました。ご意見のとおり、工法図では当該天端部に張コンクリートが施工されていませんでした。                      そのため、開発事業者と協議し、流下能力の検討条件と適合させるための張コンクリートを開発工事内で施工することを確認しました。                      今後は、流下能力の検討条件と工法図との相違が無いように努めます。</p>	<p>建設保全課                      電話：53-4412</p> <p>建築開発課                      電話：53-4197</p> <p>下水道建設課                      電話：53-4232</p>